

学童クラブの民間委託ガイドラインの柱立てと盛り込むべき主要内容等について

柱立て	盛り込むべき主要内容等	これまでの取組内容等に係る参考資料	備考
1 策定の目的	<p>○以下の目的を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの民間委託に係る取組内容等を踏まえ、事業者の公募・選定、選定後の委託準備（引継ぎ）及び委託後のモニタリング等に至る一連の内容をまとめたガイドラインを策定・公表することにより、今後の学童クラブの民間委託の円滑かつ適切な推進に資するための基本指針とする。 		
2 運営委託の基本姿勢	<p>○現在の基本姿勢を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営主体の変更によって子どもや保護者に不安や不利益を与えることのないよう、現行のサービスの質を確保することを何よりも重視し、区として必要な支援や条件整備を図る。 民間の持つ柔軟性を発揮し、子どもや保護者の期待に応えられる意欲と活力に満ちた事業者に運営を委ねる。 運営を委ねる事業者（受託者）の選定段階から、委託対象学童クラブの保護者や地域の参画を得て、地域に支えられた学童クラブづくりを目指す。 	<p>[参考資料 2]要領別冊 42 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■杉並区学童クラブ運営委託方針 2 運営委託に際しての基本姿勢 	
3 基本的なスケジュール	<p>○これまでの取組内容等を踏まえた基本的なスケジュール（予定）を記載</p> <p>(1) 前々年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託とする学童クラブ名及び委託時期の公表 保護者等への説明 <p>(2) 前年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定委員会の設置（5～6月）、事業者の募集（7月） 選定委員会での選定（8～10月）、事業者の決定（10～11月） 事業者との調整（11～12月）、保護者・事業者・区による意見交換、引継ぎ（1～3月） <p>(3) 委託開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常運営での助言等 モニタリング（管理・監督）と履行評価 学童クラブ運営協議会の実施等 	<p>[参考資料 1]実施要領 2・3～4 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■4 実施手順 ■7 受託者候補者の選定手順 <p>[参考資料 2]要領別冊 4・9・43 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■5 準備委託契約 ■8 その他 ■杉並区学童クラブ運営委託方針 6 委託開始後の支援等 	
4 事業者の公募・選定	<p>○引き続き、公募型プロポーザル方式により事業者の公募・選定を実施することとし、現在の取組内容等を記載</p> <p>(1) 選定委員会の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象学童クラブの保護者4名、地域の児童福祉関係者2名、学識経験者1名、区職員3名の合計10名を基本に構成 <p>(2) 選定委員会の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募要領の審議・決定 第一次審査評価基準（書類審査基準）の審議・決定 第二次審査評価基準（視察・ヒアリング等審査基準）の審議・決定 第一次審査（書類審査）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業者の財務状況の確認は公認会計士の財務診断を実施 第二次審査（視察）の実施 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ プレゼンテーションは公開で実施 第二次審査結果の確認、受託候補者の決定 <p>※ 基本的に8～10月の内、7回程度の選定委員会を開催 ※ 審査状況等により開催回数等は変更の場合あり</p> <p>(3) 事業者の参加資格</p> <p>次に掲げる全ての条件を満たす事業者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込み時点で、東京都内に主たる事務所を有し、現に活動しており、かつ、次のいずれかに該当する法人であること（各法律の定めるところによって認可又は認証を受け、かつ登記を完了していること） <ol style="list-style-type: none"> ① 特定非営利活動促進法第2条に定める特定非営利活動法人（NPO法人） ② 社会福祉法第22条に定める社会福祉法人 ③ 私立学校法第3条に定める学校法人 子育て支援・児童に関係する事業・施設の運営又は受託実績があること 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に定める指名停止要件に該当していないこと 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること 	<p>[参考資料 2]要領別冊 42 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■杉並区学童クラブ運営委託方針 3 受託者の選定 <p>[参考資料 1]実施要領 2・3～4 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■4 実施手順 ■7 受託者候補者の選定手順 <p>[参考資料 1]実施要領 2 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■3 参加資格 <p>[参考資料 3]23 区民間委託状況</p>	<p>○より多くの事業者から多様な提案を募る環境づくり等の視点から、下線部分の修正を検討</p>

柱立て	盛り込むべき主な内容等	これまでの取組内容等に係る参考資料	備考
(4 事業者の公募・選定つづき)	<p>(4) 運営等に当たっての条件</p> <p>[運営に関する条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託開始当初(4月)から区と委託契約を締結し、杉並区学童クラブ運営指針に示す水準を維持しながら、運営業務を安定して行えること。 委託開始年の1月から3月までの期間について、区と準備委託契約を締結し、運営業務全般にわたり引き継ぎができること。 学童クラブと子育てを支える地域づくりに関する基本姿勢と理念などを持って、学童クラブ運営を行うこと。 児童福祉法等関係法令を遵守し、児童の権利に関する見識を持って、学童クラブ運営を行うこと。 現行の学童クラブの水準を維持すること。また、新たなニーズに柔軟に対応するとともに、区の助言等に対し適切に対応すること。 区が定める児童館・学童クラブ運営マニュアル等の業務マニュアルに沿って業務を遂行すること。 <p>[職員に関する条件]</p> <p>職員及びクラブ長の配置については、以下に掲げる事項を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブには、複数の職員を配置すること。また、区の示す職員配置の水準を参考に、これを下回ることはないよう適切に職員を配置できるようにすること。 学童クラブに配置する常勤職員(常勤の正規職員として雇用している者)は、次のいずれかに該当していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 保育士または教員の資格を有する者 イ. 児童福祉施設の職員養成学校を卒業した者 ウ. 大学において心理学、教育学、社会学、児童福祉学、社会福祉学またはこれに類する学科を修めた者 学童クラブに、クラブ長(学童クラブの責任者)を配置すること。 クラブ長は、常勤職員とすること。また、児童福祉施設・事業、または、学校教育法に定める幼稚園・小学校・中学校での勤務経験、もしくは児童の健全育成活動に携わった期間が、概ね5年以上ある者とすること。 特別支援児童の入会があった場合には、特別支援児童入会審査会で決定した介助度に応じて、必要な職員を配置すること。 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、雇用する職員を適切に処遇するよう努めること。 <p>(5) 区の示す職員配置の水準(参考)</p> <p>[例] 定員150人の場合(登録児童141人以上150人以下のとき) 配置職員数14人(内訳:常勤職員4人、非常勤職員10人)</p> <p>(6) その他の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童クラブの施設、設備及び備品は、区が用意するものを使用し、善良な管理者としての注意をもって管理すること。また、区の承諾なく施設の増改築及び改装並びに設備及び備品の廃棄を行わないこと。 学童クラブが児童の生活の場として居心地の良い居場所となるよう環境設定を行うこと。 区が入会承認した児童(特別支援児童を含む)を受け入れること。 	<p>[参考資料2]要領別冊 1ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 学童クラブ運営に当たっての条件 <p>[参考資料2]要領別冊 3ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 4 事業規模等 (3) 区の示す職員配置の水準(参考) <p>[参考資料2]要領別冊 4ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 4 事業規模等 (4) その他 	
5 事業者への引継ぎ	<p>○現在の取組内容等を記載</p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 杉並区学童クラブ運営指針に沿った運営が可能となるようにすること。 運営主体の変更(学童クラブ職員が全員変更になること)によって、子どもや保護者に不安や不利益を与えないよう、現行の運営方法等の継承に努めること。 受託法人の自立性を損なうことのないよう、十分に配慮すること。 保護者に対して、引継ぎ経過等の情報を積極的に提供するよう努めること。 <p>(2) 引継ぎ内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 杉並区の学童クラブの運営方法及び当該学童クラブ固有の運営方法の把握 当該学童クラブの個別児童の性格・行動特性等の把握 当該学童クラブの児童に係る生活指導、安全確保、遊びの指導 その他当該学童クラブの運営を継承するために必要な事項 	<p>[参考資料2]要領別冊 4・9ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 5 準備委託契約 ■ 8 その他 <p>[参考資料4]引継ぎ計画書</p>	
6 委託開始後の運営支援等	<p>○現在の取組内容等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常運営での情報提供・助言等、区が行う職員研修受講機会の提供 保護者の代表、受託者、区職員、地域の児童福祉関係者などで構成する学童クラブ運営協議会を設置、保護者アンケート 継続的にモニタリング(管理・監督)と履行評価を実施 	<p>[参考資料2]要領別冊 9・43ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 8 その他 ■ 杉並区学童クラブ運営委託方針 6 委託開始後の支援等 	
7 その他	<p>○今後の民間委託の進捗状況等に応じて、適宜ガイドラインの見直しを行うことを記載</p>		